

五島市監査委員公表第2号

平成22年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について、五島市長及び五島市教育委員会委員長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成23年2月1日

五島市監査委員 木戸庄吾  
五島市監査委員 谷川 等

22五総第1101号  
平成23年1月25日

五島市監査委員 木戸庄吾様  
五島市監査委員 谷川等様

五島市長 中尾郁子

平成22年度定期監査(工事監査)の結果に基づく措置について(通知)

平成22年11月29日付け22五監第303号による平成22年度定期監査(工事監査)の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、通知します。

## 記

### 1 監査対象工事

- (1) 奈留小中学校校舎改築工事(建築)
- (2) 奈留小中学校校舎改築工事(電気)
- (3) 奈留小中学校校舎改築工事(機械)
- (4) 奈留小中学校校舎改築工事監理業務委託

上記工事の工期については、平成22年11月10日に変更契約が締結され、平成22年12月28日までが平成23年2月28日までと変更されています。

### 2 指摘事項及び講じた措置

- (1) 火災保険等の加入について

火災保険等の加入については、特記仕様書などで指定しなければ、義務付けられないことになっているが、建築工事においては、特記仕様書に火災保険等の加入の記載がなく、火災保険に加入していなかった。

また、電気設備工事及び機械設備工事においては、特記仕様書に火災保険等の加入の記載があったが、指示どおりに火災保険等に加入しているかどうかを発注者が確認していなかった。

危機管理の観点から、火災保険等については、特記仕様書で指定し加入させるべきであり、工事の着手前に監督職員等が保険証券等の提示を求め、内容を確認すべきである。(建設課)

#### 【講じた措置】

火災保険について特記仕様書に指定をしておりましたが、請負業者へ火災保険加入について打診したところ加入することとなり、平成22年11月10日に保険加入の確認をいたしました。

#### (2) 施工管理について

施工図、施工計画書、管理書類、実施工事施工報告書、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出が遅れているので、早急に提出させるべきである。

また、現場内は産業廃棄物が散乱しており、整理整頓が行き届いていなかった。これは、奈留島には産業廃棄物処理施設がないことによるものではあるが、安全上極めて大切なことなので、コンテナ等を配置するなど現場内の整理整頓を徹底して行われたい。(建設課)

#### 【講じた措置】

施工図、施工計画書、管理書類、実施工事施工報告書、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出について指導を行い、平成22年12月28日までにすべて提出されました。

現場内の整理整頓については、産廃コンテナを配置し定期的に産廃の搬出をし、材料等についても区画をするなどして改善を行っております。

#### 3 監査委員からの意見及び講じた措置

奈留小中学校校舎改築工事（建築、電気、機械、監理業務委託）については、書類確認等の事務の一部に不備が見受けられたことから、チェック機能の充実を図られたい。

また、これから工期末に向けて作業が輻輳すると考えられることから、安全管理をさらに徹底し、無事故、無災害での竣工に努められたい。

#### 【講じた措置】

奈留小中学校校舎改築工事（建築、電気、機械、監理業務委託）についての書類確認等の事務の一部の不備につきましては、確認を徹底しチェック機能の充実を図っています。

また、安全管理をさらに徹底し無事故・無災害の竣工に努めています。

平成23年1月31日

五島市監査委員 木戸 庄吾 様

五島市監査委員 谷川 等 様

五島市教育委員会

委員長 岩本 哲 信

平成22年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成22年11月29日付け22五監第303号による平成22年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、通知します。

## 記

### 1 監査対象工事

- (1) 奈留小中学校校舎改築工事（建築）
- (2) 奈留小中学校校舎改築工事（電気）
- (3) 奈留小中学校校舎改築工事（機械）
- (4) 奈留小中学校校舎改築工事監理業務委託

上記工事の工期については、平成22年11月10日に変更契約を締結し、平成22年12月28日までを平成23年2月28日までに変更しています。

### 2 指摘事項及び講じた措置

#### (1) 施工管理について

施工図、施工計画書、管理書類、実施工事施工報告書、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出が遅れているので、早急に提出させるべきである。

また、現場内は産業廃棄物が散乱しており、整理整頓が行き届いていなかった。これは、奈留島には産業廃棄物処理施設がないことによるものではあるが、安全上極めて大切なことなので、コンテナ等を配置するなど現場内の整理整頓を徹底して行われたい。（教育委員会総務課）

#### 【講じた措置】

施工図、施工計画書、管理書類、実施工事施工報告書、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出については建設課が指導を行い、平成22年12月28日までに提出されました。

現場内の整理整頓については、産廃コンテナを配置し定期的に産廃の搬出をし、材料等についても区画をするなど、建設課と連携して改善を行っております。

### 3 監査委員からの意見及び講じた措置

奈留小中学校校舎改築工事（建築、電気、機械、監理業務委託）については、書類確認等の事務の一部に不備が見受けられたことから、チェック機能の充実を図られたい。

また、これから工期末に向けて作業が輻輳すると考えられることから、安全管理をさらに徹底し、無事故、無災害での竣工に努められたい。

#### 【講じた措置】

奈留小中学校校舎改築工事（建築、電気、機械、監理業務委託）についての書類確認等の事務の一部の不備につきましては、建設課が確認を徹底し、チェック機能の充実を図っています。

また、安全管理をさらに徹底し無事故・無災害の竣工に建設課と連携して努めています。